

土地改良事業補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">土地改良事業補助金交付要綱</p> <p>〔沿革〕 昭和37年11月9日告示第891号、38年10月8日第962号、39年3月31日第261号、8月14日第813号、40年3月31日第359号、10月15日第1091号、41年4月1日第305号、42年4月18日第445号、44年8月26日第1104号、11月28日第1559号、45年8月14日第1203号、10月2日第1479号、46年9月13日第1261号、47年12月26日第1781号、48年5月29日第721号、51年3月16日第368号、53年1月26日第101号、54年12月28日第1840号、57年1月16日第62号、59年6月22日第535号、60年11月1日第1074号、61年3月31日第321号、62年10月30日第894号、63年1月16日第41号、平成元年3月31日第334号の2、2年11月30日第1036号、4年3月13日第251号、5年1月8日第7号、6年3月31日第328号、7年1月10日第1号、8月8日第705号、8年12月17日第1150号、9年10月14日第994号、12月26日第1270号、10年9月18日第829号、12年8月11日付け農建第595号、12年12月12日農建第485号、13年3月22日農建第708号、13年10月23日農建第392号、16年10月8日農建第365号、18年4月14日農建第34号改正、20年4月15日農建第41号、20年6月20日農建第141号改正、21年3月9日農建第501号改正、21年4月7日農建第17号改正、22年4月20日農建第42号改正、27年4月1日農建第528号改正、28年7月1日農建第163号改正、令和元年6月26日農建第68号改正</p> <p>土地改良事業補助金交付要綱を次のように定め、昭和34年度分の補助金から適用する。</p> <p>なお、岩手県土地改良事業補助金交付要綱（昭和32年岩手県告示第798号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。</p> <p style="text-align: center;"><b>土地改良事業補助金交付要綱</b></p> <p>第1～第4〔略〕</p>	<p style="text-align: center;">土地改良事業補助金交付要綱</p> <p>〔沿革〕 昭和37年11月9日告示第891号、38年10月8日第962号、39年3月31日第261号、8月14日第813号、40年3月31日第359号、10月15日第1091号、41年4月1日第305号、42年4月18日第445号、44年8月26日第1104号、11月28日第1559号、45年8月14日第1203号、10月2日第1479号、46年9月13日第1261号、47年12月26日第1781号、48年5月29日第721号、51年3月16日第368号、53年1月26日第101号、54年12月28日第1840号、57年1月16日第62号、59年6月22日第535号、60年11月1日第1074号、61年3月31日第321号、62年10月30日第894号、63年1月16日第41号、平成元年3月31日第334号の2、2年11月30日第1036号、4年3月13日第251号、5年1月8日第7号、6年3月31日第328号、7年1月10日第1号、8月8日第705号、8年12月17日第1150号、9年10月14日第994号、12月26日第1270号、10年9月18日第829号、12年8月11日付け農建第595号、12年12月12日農建第485号、13年3月22日農建第708号、13年10月23日農建第392号、16年10月8日農建第365号、18年4月14日農建第34号改正、20年4月15日農建第41号、20年6月20日農建第141号改正、21年3月9日農建第501号改正、21年4月7日農建第17号改正、22年4月20日農建第42号改正、27年4月1日農建第528号改正、28年7月1日農建第163号改正、<u>令和元年6月26日農建第68号改正、令和2年10月16日農建第402号改正</u></p> <p>土地改良事業補助金交付要綱を次のように定め、昭和34年度分の補助金から適用する。</p> <p>なお、岩手県土地改良事業補助金交付要綱（昭和32年岩手県告示第798号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。</p> <p style="text-align: center;"><b>土地改良事業補助金交付要綱</b></p> <p>第1～第4〔略〕</p>

(事業の進捗の状況に係る報告)

第5 補助事業者は、補助金の交付のあった年度の各四半期（第4四半期を除く）の末日における補助事業遂行の状況を当該四半期の翌月10日までに、土地改良事業遂行状況報告書(様式第7号)により知事等に報告しなければならない。

第5の2～第8〔略〕

前文(抄)〔略〕

附則〔略〕

別表第1(第2関係)

事業区分	事業種目	経費	補助額
〔略〕			
国営造成施設管理体制整備促進事業		土地改良区等が行う国営造成施設管理体制整備促進事業であって、次に該当するものに要する経費 1 国営土地改良事業実施期間中に工事が完了した <u>期間</u> 水利施設及びこれと一体的な操作業務を行うことを必要とする施設について、その操作、運転、整備等の業務に関する技術を習得するとともに操作体制の整備を促進する事業 2 市町村が行う国営造成施設管理体制整備促進事業であって、次に該当するものに要する経費 国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区を対象として、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を促進する。	当該経費の80パーセントに相当する額以内の額 当該経費の75パーセントに相当する額以内の額

(事業の進捗の状況に係る報告)

第5 補助事業者は、補助金の交付のあった年度の各四半期（第4四半期を除く）の末日における補助事業遂行の状況を当該四半期の翌月10日までに、土地改良事業遂行状況報告書(様式第7号)により広域振興局長（補助事業者が岩手県土地改良事業団体連合会の場合にあつては、岩手県知事。以下「知事等」という。）に報告しなければならない。

第5の2～第8〔略〕

前文(抄)〔略〕

附則〔略〕

別表第1(第2関係)

事業区分	事業種目	経費	補助額
〔略〕			
国営造成施設管理体制整備促進事業		1 土地改良区等が行う国営造成施設管理体制整備促進事業であって、次に該当するものに要する経費 国営土地改良事業実施期間中に工事が完了した <u>基幹</u> 水利施設及びこれと一体的な操作業務を行うことを必要とする施設について、その操作、運転、整備等の業務に関する技術を習得するとともに操作体制の整備を促進する事業 2 市町村が行う国営造成施設管理体制整備促進事業であって、次に該当するものに要する経費 国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区を対象として、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を促進する <u>事業</u>	当該経費の80パーセントに相当する額以内の額 当該経費の75パーセントに相当する額以内の額

		<u>3 土地改良区及び土地改良区連合が行う国営造成施設管理体制整備促進事業であって、次に該当するものに要する経費</u> <u>国営土地改良事業により造成された基幹水利施設について、管理台帳や図面、各種協議資料等の電子化を促進する事業</u> <u>(追加)</u>	<u>当該経費の50パーセントに相当する額以内の額</u>  <u>(追加)</u>			<u>(削除)</u>  <u>3 土地改良区が行う国営造成施設管理体制整備促進事業であって、次に該当するものに要する経費</u> <u>国営土地改良事業により一級水系に造成された土地改良区が管理しているダムにおいて行うダムの洪水調節機能の発揮を図る事業</u>	<u>(削除)</u>  <u>定額</u>
[略]				[略]			
別表第2（第8関係）[略] 様式第1号～様式第9号 [略]				別表第2（第8関係）[略] 様式第1号～様式第9号 [略]			
備考 改正部分は下線の部分である。							

附則

令和2年10月16日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。